## 104-76

## 問題文

製造物責任法の対象にならないのはどれか。1つ選べ。ただし、免責事由はないものとする。

- 1. 一般用医薬品
- 2. 血液製剤
- 3. 要指導医薬品
- 4. 薬局製造販売医薬品
- 5. 調剤された薬剤

## 解答

5

## 解説

調剤された薬剤は、PL法における製造物ではありません。調剤の過誤による健康被害に関しては、PL法ではなく、民法及び、刑法によって責任を追求されることがあります。 ちなみに院内製剤も PL法の適用を受けません。 PL法適用を受けるのは、薬局製造販売医薬品などです。

以上より、正解は 5 です。 参考)